

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（施工現場実態調査員） 採用試験募集案内

◆ 鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室建設業担当 ◆
〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎5階）
電話：0857-26-7454 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kendosoumu/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年1月23日（木）～令和7年2月6日（木） ◎持参、郵送のどちらでも申込みができます。 ◎郵送による場合は、封筒の表に「施工現場実態調査員受験申込」と朱書きしてください。 ◎持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 （土・日曜日・祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年2月14日（金） ◎開場時刻 13:00 ◎試験開始時刻 13:30
試験会場	鳥取県中部総合事務所B棟2階第201会議室（倉吉市東巖城町2）
試験結果発表日	令和7年2月18日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予 定 者 数	主 な 職 務 内 容	配 属 先
施工現場 実態調査 員	1名	県が発注する建設工事の施工体制について、 施工現場における実態を調査し、改善の指導 等を行うことにより、その適正な施工の確保 を図る。 ※現場業務に従事する中で建設業法等の関係 法令を習得理解し、計画的に調査を進めてい ただくことが必要です。	鳥取県土整備事務所建設総務課
	1名		西部総合事務所米子県 土整備局建設総務課

※申込みの際に、希望する配属先を記載してください。

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 普通自動車の運転免許（AT限定可）を有していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	100点	現場調査における具体的事例への対応能力についての試験（60分）
人物試験	100点	個別面接による口述での人物試験（1人・15分程度）

5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 12,090円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>1か月17日 ※午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p>
任 用 の 期 間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。</p>

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書(受験票含む) 1部 鳥取県会計年度任用職員(施工現場実態調査員)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 (2)受験票返信用封筒(受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること) ※持参による申込者は、(2)は不要です。
申込み先	鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室建設業担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁第1庁舎5階) 電話:0857-26-7454 https://www.pref.tottori.lg.jp/kendosoumu/
受験票の交付	◎持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和7年2月12日(水)までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

専門試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

すべての受験者に郵送で可否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1月間	鳥取県県土整備部県土総務課 (県庁本庁舎5階)

11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻した場合は受験できません。)
- 受験の際は、運転免許証など本人確認のできるもの(顔写真付きのもの)、受験票及び筆記用具を持参してください。
時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限り、携帯電話を時計として使用することは認めません。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

13 試験会場案内

